

第1 基本方針

我が国の漁業は、漁業就業者の減少、頻発する自然災害、近年のさんま・さけ等の記録的な不漁、不安定な燃油・飼料価格、外国漁船の違法操業など、依然として多くの課題に直面している。加えて、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により人・物の動きや経済活動が制限された結果、水産業を取り巻く環境も大きく変化し、水産物の急激な需要の減退とこれに伴う魚価の下落により、漁業経営はもちろん、漁協・漁村は存続の危機にさらされている。

長期化する不漁及びコロナ対策として、国は、漁業経営を支える「積立ぷらす」に対して、令和3年度予算、令和2年度第1次・第3次補正予算及び予備費から合計1,004億円を確保し、基金の積み増しを行った。これは、不漁や災害等による漁業者の減収を補てんする「ぎょさい」と「積立ぷらす」の果たす重要な役割が改めて評価されたことによるものである。

新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、漁業者等の制度に対する期待はかつてない高まりをみせており、われわれ漁業共済団体は、事業実施団体としての責務を果たすべく、早期の支払等に努めるものとし、十分な感染症対策を講じながら事業運営を行い、在宅勤務等新たな時代に対応した業務体制等の検討を進めていく必要がある。

このようななか、70年ぶりの抜本改正となる改正漁業法が昨年12月1日に施行され、国は、「水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立」を実現させるために、昨年9月に「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」を公表、養殖業においては昨年7月に「養殖業成長産業化総合戦略」を策定するなど、水産業の将来に向けた改革がよいよ実行の段階に入る。

今後は、これらの改革を推進する上での下支えの役割を更に果たすために、「漁業収入安定対策の機能強化及び法制化」の検討が水産庁において本格的に進められることになるが、検討にあたっては、漁協系統・漁業者団体との緊密な連携と共済組合との協議を通じて、漁業者の意見が十分反映された制度となるように努力を傾注していくこととする。

また、東北地方を中心に甚大な被害をもたらした東日本大震災から今年で10年が経過したが、その間にも豪雨や台風等による自然災害、記録的な不漁・不作、更には、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う漁業収入の減少など漁業経営を脅かす出来事は後を絶たない。

これらに対して、漁業経営のセーフティーネットとしての機能が十分発揮できるよう、国、地方自治体、漁協系統・漁業者団体との連携を図り、「ぎょさい」と「積立ぷらす」をより一層浸透・定着させ、漁業経営の安定に貢献していくものとする。

第2 主な施策

1. 普遍的な加入と定着を図るために

「令和の備えも『ぎょさい』と『ぷらす』」をスローガンとして掲げ展開している「ぎょさい普及推進全国運動」の2年目は、全国目標として共済金額7,565億円、漁業者積立額359億円、加入率89%（漁獲、養殖、特定養殖共済の合計共済限度価額1兆4百億円に相当）を設定し、その達成に向けて、次の取組を行う。

(1) 具体的な推進目標の設定と計画的な取組

- 加入計画に計上した未加入漁協及び未加入主幹漁業を中心に計画的に取り組むとともに、継続契約の確保に努める。

(2) 共済組合や漁協等との一体的推進活動の展開

- 共済組合が主催する推進会議や現地推進活動等に参加する。
- 諸会議等での協議や情報交換を通じて、目的達成に向けた実践的な取組を強化する。

(3) 各漁業団体・行政庁との連携強化

- 各漁業団体・行政庁に「ぎょさい」と「積立ぷらす」が果たしている経営安定機能に対する理解を深めてもらうための取組を行うとともに、直接の加入指導や円滑な事業運営に繋がる諸施策の実施を要請する。

(4) 広報活動の活発な展開

- パンフレットや普及資材等を作成する。
- 「ぎょさい」と「積立ぷらす」を更に周知するため、業界紙等への記事提供等を行う。
- 共済ニュース等を定期発行するなど、対外的な情報発信や共済団体内の情報交換に更に努める。
- 共済団体ホームページによる情報提供を行うなど、PR活動に努める。
- 漁業施設共済（定置網）の加入推進に努める。

(5) 漁業共済優績者表彰の実施

- 漁業共済事業の発展に貢献してきた契約者の表彰を行う。

(6) 漁業収入安定対策事業及びその他の掛金補助事業の活用

- 漁業収入安定対策事業（積立ぷらす・追加掛金補助）及び「韓国・中国等外国漁船操業対策事業」等を活用して漁業者の掛金負担軽減を図る。

2. 事業基盤の強化を図るために

(1) 事業運営上の諸問題に関する積極的な取組

- 共済組合の常勤役職員を構成員とする漁業共済団体連絡協議会を通じて、漁業共済団体における諸課題を幅広く協議する。

(2) 研修活動の充実強化

- 共済組合が開催する漁協職員を対象とする研修会を年1回以上開催できるよう支援し、ぎょさい担当職員の育成に努める。
- 共済組合職員等を対象とした業務部門・管理部門の研修会を開催する。

(3) 経営基盤の強化

- 新型コロナウイルス感染症への十分な対策を講じながら事業運営を行う。
- 在宅勤務等これまでになかった新しい業務体系や脱ハンコ等新たな時代に対応した事務体制の検討を行う。
- 災害時等におけるぎょさい及び積立ぶらすの事業継続のため、オンラインシステムをはじめとする事業実施体制の強化を行う。
- 共済団体における在宅勤務やオンライン会議等を支援する。
- 合併を検討する共済組合があれば、その求めに応じ、全国合同漁業共済組合との合併について必要な取組を行う。

3. 制度の充実等を図るために

- 水産庁において検討が進められている「漁業収入安定対策の機能強化及び法制化」については、改正漁業法に基づく新たな資源管理及び養殖業の成長産業化の推進などの動きに留意しつつ、関係漁業団体との緊密な連携と共済組合との協議を通じて、漁業者の意見が十分反映された制度となるように努める。

4. その他

- 今後の制度改正等に備え、オンラインシステムの見直しのための必要な取組を行う。
- 昭和58年度以降の「漁業災害補償制度史」編纂を行う。